学生等の学びを継続するための緊急給付金(二次募集)について

昨年度に引き続き、緊急的に学資を支援するための給付金が支給されることになり、先月に一次推薦が終わったところですが、今回、二次推薦を実施することになりました。この「学生等の学びを継続するための緊急給付金」は、特に家庭から自立した学生等においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が減少し、大学等を中退せざるを得ないような事態も想定されることから、修学の継続が困難になっている学生等に対し、独立行政法人日本学生支援機構が現金を支給することで支援を行うものです。支給額は一律 10 万円となります。

要件を満たし、支給を希望する者は申請手続きを行ってください。各様式はキャリア支援課学生担当にて配布、 あるいは UNIPA の通知に添付しているものを使用してください。文部科学省ウェブサイトの様式を使用したもの は受付できません。なお、申請者には必ずしも緊急給付金が支給されるわけではありません。

今回は二次募集となります。今年度の一次募集で既に申請している者、給付を受けた者は申請できません。

記

以下の要件を満たす者

- 1. 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること
- 2. 新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入に影響を受けていること
- 3. 既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること**
 - ※第一種奨学金を限度額まで利用している、あるいは民間等を含め申請が可能な支援制度を利用している者 またはこれらの利用を予定している者

申請手続

申請先 : 九州女子大学・九州女子短期大学 キャリア支援課 学生担当

申請書類:様式1、様式2および添付書類

(様式はユニパに添付している様式1・2を使用してください)

申請方法:窓口提出または郵便(レターパック・簡易書留)

〒807-8586 福岡県北九州市八幡西区自由ケ丘1-1

※申請内容に不備がある場合、受付できません。できるだけ窓口に提出してください。

申請期限: 2022 年 2 月 18 日 (金) 必着

以上

(参考)

・学生等の学びを継続するための緊急給付金 申請の手引き

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html

(様式はキャリア支援課窓口で配布、または UNIPA の通知に添付しているものを使用してください。リンク 先の文部科学省ウェブサイトの様式を使用したものは受付できません。)

担当:キャリア支援課 学生担当

Tel:093-693-3087